

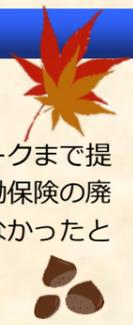
●事業廃止後の手続きって？

少し前に、顧問先の事業廃止に伴い、労働保険、社会保険の適用事業所廃止の手続きを行いました。以前、個人事業主様の労働保険、社会保険の新規適用を行いました。今回はその逆となります。

労働保険に関しては、事業廃止日までの労働保険料を清算し、適用事業所廃止届を管轄のハローワークまで提出します。こちらは、冷静に考えて対応すればそれほど難しくはない手続きです。しかし、今回の労働保険の廃止は、まだ対象事業所様の毎年支払う保険料の清算が済んでおらず、また事業廃止日の区切りがよくなかったという点、そして自分自身が初めて行う手続きということで悪戦苦闘しました（苦笑）

そして労働保険の次に、社会保険の廃止の手続きを行いました。雇用保険も同様ですが、廃止の手続きをする際に、加入中の方がいる場合、まず全て喪失処理をしてから手続きを開始する必要があります。今回、実際に未喪失の方もいましたので、喪失の手続きを先に進めましたが、対応時には廃止日から既に2ヶ月以上が経過しており、賃金台帳等の添付書類が必要となってしまいました。社会保険を遡って喪失処理する際は、「59日以内に処理をする」ということを、頭の片隅にでも入れておきましょう。59日以上になりますと、例えば対象が役員の方である場合、議事録等の添付書類が必要となります。

なお、社会保険での廃止には、「適用事業所全喪失」という書類を提出します。添付書類は、雇用保険の「適用事業所廃止届」のコピーで問題ありません。労働保険の場合、手続き書類には事業が実際に廃止となった日付を記入しますが、社会保険の場合には廃止日の翌日を記入することになりますので多少ややこしいです。今回、どちらも処理には時間がかかりましたが、良い経験となりました。



ぶらりゆらり大人の休日

●「目黒雅叙園」

目黒雅叙園の百段階段は、目黒雅叙園の3号館にある昭和10(1935)年に建てられた園内に現存する唯一の木造建築です。絢爛豪華な七部屋を、ケヤキで作られた99段の長い階段廊下が繋いでいます。

百段階段というからには、当然百段の階段があるかと思っていたのですが、実際には99段。しかし、これには2つ意味があるそうです。ひとつは、奇数のほうが縁起が良いとされたこと。もうひとつは、中国では“百”は完結を表し、“九十九”は永遠に続いていくといういわゆる「未完の美」とされていたためだそうです。

百段階段を繋ぐそれぞれの部屋は、荒木十畝による四季の花鳥画が描かれた「十畝の間」、純金箔で覆われ柱に浮き出るような芸術的な彫りものが施された豪華絢爛な「漁樵の間」、格天井の秋田杉や欄間に襷部草丘の四季草花絵が描かれた「草丘の間」など、どの部屋も素晴らしい天井画が描かれています。他にも日本画の名画家が作品がすべての壁面に描かれている部屋や、美人画の大家、鍋木清方によって造られた茶室

風の「清方の間」など昭和初期における芸術家達の求めた美と大工の高度な伝統技術が融合した素晴らしい装飾となっています。

また、宮崎駿監督の映画「千と千尋の神隠し」の舞台のなったことでも有名です。禄文化風とされる通俗的な御殿が持つ、どぎつさを表現するために、千尋が働くことになる湯屋は目黒雅叙園を参考されているそうです。確かにこの絢爛豪華さには圧倒されてしまいそうな迫力があります。

普段は部屋には入ることができないそうですが、この日は、華道家の假屋崎省吾さんの花の展示会が開催されており、趣向を凝らした素晴らしい木枝草花と各部屋の建築芸術との融合を楽しむことが出来ました。イベント開催時はチャンスですので、是非一度訪れてみてはいかがでしょうか。



\*写真はお借りしたものです

Member's Voice 「甘酒作りに挑戦！」

先月、スタッフの佐野さんがこのコーナーで「麴」の話をしていましたが、先日ある記事で、女優の壇れいさんが美肌を維持するために毎日自分で作った甘酒を豆乳で割って飲んでいることを知り、がぜん興味がわいてきました。

そこで既に甘酒作りを実践している佐野さんにアドバイスをいただき、米麴による甘酒作りにチャレンジしてみることにしました。甘酒には、酒粕で作るものと米麴で作るものがあるようですが、米麴で作ったほうがアルコールが入っていないので、朝から飲むには最適です。

成人病予防には、毎日三種類以上の発酵食品を食べると良いといわれていますが、現代人の多くは大体二種類までの摂取が多いようです。こちらの甘酒を加えることにより、他にお味噌汁、納豆、お漬物、ヨーグルトなどを日常的に摂取していれば、健康と美肌の維持に役立ちそうです。



\*写真はお借りしたものです

あ い こんたくと  
A i C o n t a c t



【今月号のLINE UP】

- ・ <特集> 確定拠出年金法の改正
- ・ ネコでもわかる人事労務基礎講座
- ・ 経営者のための「9つの力」「女性の継続雇用の問題点は」
- ・ 新入社員の奮闘記「事業廃止後の手続きって？」
- ・ ぶらりゆらり大人の休日「目黒雅叙園」
- ・ Member's Voice「甘酒作りに挑戦！」

松本城（2016.5.3）

松本城は、現存する天守閣では最古のもので、白と黒のコントラストが力強さを感じさせます。市内の街並みは、「食いちがい」「鉤の手」といった当時の城郭を中心とした区割りをそのままにしており、一方通行が多いのもその名残です。“プラタモリ”風に、城下町を散策してみると町のシンボルとしての松本城を再認識できるかもしれません。

AI See You

私たちは、企業と人財の発展を見守り、適切なアドバイス&サポートで、お客さまのリクエストにお応えいたします



社会保険労務士法人 相事務所  
相行政書士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-54-1 石井ビル4階  
Phone 03-3320-7351 / Fax 03-3320-7352  
URL <http://www.sr-aijimusho.co.jp> / Email [info@sr-aijimusho.co.jp](mailto:info@sr-aijimusho.co.jp)

平成29年1月より確定拠出年金法(DC法)が改正されます。対象外だった公務員や専業主婦も加入できるようになり、転職の際に移管できる範囲が拡大したりするなど使い勝手の良さを目指した内容にも見受けられます。改正事項を整理しながら、制度のメリット・デメリットを考えてみましょう。

## ●改正の内容について－個人型DCの適用拡大－

今改正の目玉事項は、「個人型DC」の適用範囲が拡大されたことです。確定拠出年金は大きく会社単位で加入する「企業型」と個人単位で加入する「個人型」に分類されます。従来、個人型DCは自営業者など一部の人が加入対象となっていました。新たに公務員やいわゆる専業主婦の人も加入できるようになります。

ここを拡大



## ちょこっとメモ

愛称は“iDeCo(イデコ)”  
今改正の普及にあたり、個人型DCの愛称を募集した結果、英表記の“individual-type Defined Contribution pension plan”の頭文字をとって“iDeCo(イデコ)”に決まりました。

## ●改正の内容について－その他の事項－

個人型DCの適用拡大に加えて、ポータビリティの拡充、掛金限度額の年単位化などの改正も行われます。企業が導入するときに手続きが煩雑であったこと、転職の際に掛金が移管しづらかったこと、等の課題を改善する内容が盛り込まれた一方、投資教育の義務が強化されるといった事項も追加されました。

改正事項	詳細
1.ポータビリティの拡充	改正前は転職等した場合、積み立てた掛金を再就職先の会社に移管できるケースが限定的でした。それが、加入者の拡大の影響も考慮して確定給付型企業年金(DB)や企業型DCから中小企業退職金共済制度(中退共)※への移管が可能となりました。 ※中退共への移管は合併等の場合に限る
2.掛金拠出限度額の年単位化	現在、確定拠出年金の掛金限度額は月単位となっており、休職等により拠出できなかった場合、その分未拠出になる問題がありました。これを改め、年単位で限度額を設定することでボーナス等で補てんすることが可能となりました。
3.簡易型企業年金の創設	厚生年金の被保険者数100名以下の企業が対象となります。導入時の契約書の一部省略が可能となり、また金融機関に行政手続きを委託することもできるようになります。(公布より2年以内に施行)
4.投資教育の義務化	継続投資教育の実施が配慮義務から努力義務に一段厳しくなりました。

## ●問答有用Q&A 【Q】確定拠出年金を導入する際のメリット・デメリットは何ですか？

【A】上図のように、確定拠出年金は、公的年金ではカバーできない部分を担う準・社会保障制度としての機能が期待されています。そのため、公的年金とほぼ同等の税優遇措置がなされています。すなわち①掛金の全額所得控除、②運用益の非課税、③給付時の公的年金控除です。

試算では、月額掛金が2.3万円で年収が400万円の場合、所得税と住民税をあわせた節税額は、年間で約4万円の効果があります。

一方、注意点としては、原則60歳まで引き出すことができません。ポータビリティが充実したとはいえ、転職の際に移管できないケースも残っています。

また現在は、積立金に課せられる特別法人税が凍結している状況であり、課税が始まるとコストになります。金融機関のラインナップも改正にあわせて増えているようです。これらの点も踏まえつつ制度の導入、商品の選択を検証されるとよいかと思えます。

登場人物



おばあさん⇒長年、総務や人事の仕事に携わり、現在は社労士の資格を取得し社労士事務所で働いている。



クロ(猫)⇒昔、河原に捨てられているところをおばあさんに拾われて以来なついていた。何をやっても長続きしない性格で、現在求職中。

## ●給与をカニカマで支給することは法律違反です。

店長「お疲れさん！今日もみんなよう働いたわ！遅くなってもうたけど…ほい！先々月分の給与や！俺が不甲斐ないばかりに、毎度毎度給与の支払いが遅れて…ホンッマにスマンなあ…今は給与もぎょうさん払えへんけど…俺は自分の舌に絶対的な自信があんねん！この神の舌で、店どんっどん大つきして、世界一のじゃがバターにしたるで！おまえらには将来のポストも用意してるさかい、俺を信じて振り落とされへんようにあんじょうついてこなあかんで～！」

クロ「ちょ…ちょっと店長！…神の舌かなんか知りませんけど…なんで俺の給与だけカニカマなんですか？」

店長「ああ～ん！？おまえ野良猫の分際で、なあにいちよまえに人間様に給料求めとんねんコラ！！おまえみたいな、あほんだらにゼニ持たすとロクな使い方せえへんさかい、現物給与で支払うんじゃ！これがホンマの猫に小判やで(笑)！ほれみんな、遠慮せんと笑ったれ！」

一同「(シーン…)」

店長「おんどりゃああ！！笑わんかい！！」

一同「ワッハッハ！ワーッハッハ！！」

クロ「チ、チキショー…！」

～ここは大阪ミナミのクロの自宅～

クロ「むしゃむしゃ…モグモグ…このカニカマ、来月からの新メニューの『カニカマとトマトのじゃがバター』

用の余りやないか…せやけど旨いな…ほな、もう1本…」

おば「コラ！！人間用のカニカマは塩分が多いから、猫用のカニカマスライスにしなさいって前に言ったでしょ！腎臓に負担がかかって腎臓病や糖尿病になるよ！」

クロ「ちゃ…ちゃうねん…給与の替わりにもろたんや…」

おば「それはおかしいね…労働基準法には『賃金支払いの5原則』というのがあって、①通貨払いの原則、で給与は通貨で支払わなければならないとなっていて、小切手や現物給与は禁じられているんだよ。(労働者本人の同意を得て、本人の指定する銀行や金融機関への振込みは可能)」

クロ「せやる！？やっぱりおかしい思ったんや！」

おば「次に、②直接払いの原則、で給与はあくまでも労働者本人に支払うものだから、代理人や債権者には支払えないんだよ。ただし病気なんかで直接給与を受け取れない場合は、妻子などの使用者に支払うことはできるけどね。」

クロ「へえー…いろいろな決まりがあんねんな～」

おば「あとは③全額払いの原則、というのがあるんだけど、給与明細を見てわかるとおり、所得税、住民税、各種保険料などが引かれているよね。これは法律で給与から引いてもいいとなっているから構わないんだよ。もしこれ以外に寮費や旅行積立などを給料から引く場合は、労使協定を結ばないと

いけないんだ。そのほか④毎月1回以上払いの原則、

⑤一定期日払いの原則、というのもあるんだよ。」

## 経営者のための「9つの力」

福島

会社の成長戦略を進めていく中で、これだけはおさえておくと、きっと社長の力になれる！というものをピックアップしていきます。ぜひ、貴社のスタイルと照らし合わせてみてください。

### ●労務管理力⑤ 「女性の継続雇用の問題点は」

かつての日本における女性の就労は、妊娠・出産で職場を離れ、労働力人口が一時的に減ることから「M字曲線」と言われていました。しかし、バブル期以降共働き世帯が増えたことや、ここ近年では出産後も退職しない女性が増えてきたことなどにより、その曲線は緩やかになり、今や曲線ではなくなってきたとも言えます。

今年から「女性活躍推進法」として、女性がもっと働き続けられるような環境づくりや雇用形態の多様化を目指していることはご承知の通りかと思えます。これも、欧米諸国などに比較して、女性管理職の割合が相当数低いということを受けて、安倍首相の成長戦略の一環としてスタートしています。「2030」という数字は、2020年までに、女性管理職の割合を30%に増やそうとする政策で、たまたまオリンピックイヤー

にあたったことは、偶然ではないかもしれません。

では、なぜ女性管理職の割合が少ないのかという議論については、モデルケースが少ないこともあげられています。子育てをしながら管理職を続けることは大変なことはわかっていますが、なかなか実践できないという実態もあることでしょう。女性の中にも、管理職になってまで責任を負いたくないという意識もあるかもしれません。

女性が出産育児を経て働き続けられる条件としては、会社の対応、従業員の対応、そして社会の対応も必要です。

女性活躍推進法は、経営者の意識を改革する法律でもありますので、ぜひ積極的に制度を理解していただき取り入れていきたいものです。